

平成19年 7月30日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
2番 浦泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里己  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

副議長 牟田勝浩  
3番 山口裕子  
5番 大河内智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

2. 欠席議員

1番 上田雄一

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係 長 松尾和久  
議事係 員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	渡	啓	祐
副		市	長	古	賀		滋
副		市	長	大	田	芳	洋
教		育	長	浦	郷		究
総	務	部	長	大	庭	健	三
企	画	部	長	末	次	隆	裕
営	業	部	長	前	田	敏	美
く	ら	し	部	國	井	雅	裕
ま	ち	づ	く	松	尾		定
山	内	支	り	藤	崎	勝	行
北	方	支	所	大	石	隆	淳
会	計	管	所	森		基	治
水	道	部	理	伊	藤	元	康
総	務	課	長	古	賀	雅	章
財	政	課	長	久	原	義	博
企	画	課	長	角			眞

議 事 日 程 第 1 号

7月30日(月)10時開議

日程第1		会期の決定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		市長の提案事項に関する説明
日程第4	第15号議案	武雄市障害者交流センター設置条例の一部を改正する条例 (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第5	第16号議案	佐賀西部広域水道企業団規約の変更について(質疑・所管 常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第6	第17号議案	杵島工業用水道企業団規約の変更について(質疑・所管常 任委員会付託省略・討論・採決)
日程第7	第18号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第3回)(質疑・所 管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第8	第19号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回) (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)

開 会 10時

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまから平成19年7月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第15号議案から第19号議案までの5件の議案を一括上程いたします。

日程第1.会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。高木議会運営委員長

議会運営委員長(高木佐一郎君)〔登壇〕

おはようございます。平成19年7月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開き協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1.会期及び会期日程について、第2.付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、以上2項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました条例議案 1 件、事件決議議案 2 件及び補正予算議案 2 件の計 5 件の議案でございます。

審議順序は、議案番号順に行い、いずれの議案も所管の委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日30日の 1 日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日30日の 1 日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日30日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 2 . 会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に 9 番山口良広議員、12番末藤委員、15番石橋議員、以上 3 名を指名いたします。

日程第 3 . 市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

おはようございます。平成19年 7 月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました条例議案 1 件、事件決議議案 2 件及び補正予算議案 2 件について、その概要を御説明申し上げます。

このたびの 7 月 2 日から 7 日にかけての大雨は、市内において土砂災害や床上、床下浸水の被害をもたらしました。この大雨に際し、私は災害警戒本部を設置し、地域住民の方々や消防団を初めとする関係機関との連携を図りながら対応したところであります。被害に遭われた市民の皆様には心からお見舞いを申し上げる次第であります。

この大雨被害の復旧等に要する経費のうち、緊急を要する経費につきましては、その一部を予備費で対応し、公共土木施設や農地農業用施設の災害復旧に要する必要な経費につきましては、平成19年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）に盛り込み、提案をいたしております。

平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）につきましては、平成20年 1 月より武雄競輪の 1 日の開催レース数を12レースにふやすことに伴う補正であります。昨年度より競輪事業の健全化のため、本場での開催節数の削減を段階的に行っておりますが、選手の出場機会の確保を図るため、1日の開催レースを 2 レースにふやすことといたしました。これに伴い、1日の出場選手がふえることとなりますので、選手宿舍等の施設整備の経費を計上いたしております。

条例議案の武雄市障害者交流センター設置条例の一部を改正する条例につきましては、施設の名称を改めるための改正であります。本施設は、本年4月より山内支所の一部を活用し設置しているもので、「障害者」という呼称を今後用いることなく、市民の皆様により親しみを持っていただくため、名称の募集を行いました。その結果、21件の応募があり、選考結果を受けて本施設の名称を「武雄市共生ふれあいセンター」とするため、所要の改正を行うものであります。

事件決議議案の佐賀県西部広域水道企業団規約の変更について及び杵島工業用水道企業団規約の変更についてにつきましては、佐賀郡久保田町が佐賀市に編入合併することなどに伴い、規約の変更が必要となるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたしました。詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

これより議案審議に入ります。

日程第4．第15号議案 武雄市障害者交流センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

おはようございます。では、第15号議案 武雄市障害者交流センター設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

ただいま市長より説明がありましたように、本年4月1日に武雄市山内支所に障害者の方々の交流の場として、武雄市障害者交流センターを開設いたしました。この施設の設置の目的は、何人も集い、交流する場所でございます。障害をお持ちの方はもちろん、その家族、障害者福祉を支援していただくボランティアの団体、個人、または広く市民の方々が集い、交流により障害者福祉を支援していただける場としてスタートいたしました。

しかし、障害者の方、また保護者の方より、「障害者」という呼称を使用しないでほしいという要望と、さきに説明しました広く、多くの市民の方々に使っていただく意味からも、それにふさわしい名称を望む声がありました。庁内で検討いたしました結果、「障害者」という呼称を用いることなく、親しみを持っていただける施設ということで、新しい名称を市民の方々に公募し、応募された中から市民代表による選考会を開催し、決定することといたしました。

なお、名称の応募につきましては、市報の6月号、市のホームページに掲載し、広く市民に対し広報を行い、また、市役所福祉課、山内、北方両支所に受け付けの用紙と応募箱を設

置し、6月30日を締め切り期限として、募集したところでございます。また、ホームページへの応募も可としたところでございます。その結果、21件の応募がありました。選考に当たりましては、名称の選考に関する基準を定め、選考委員12名による選考会を開催し、選考を行いました。その結果、参加者全員の賛同を得、「武雄市共生ふれあいセンター」に決定いたしましたところ です。

条例の一部改正でございますけれども、議案集の1ページ及び議案参考資料の1ページを  
ごらんいただきたいと思 います。

題名を「武雄市共生ふれあいセンター設置条例」に改め、第1条中「障害者交流センター」を「共生ふれあいセンター」に、「交流センター」を「ふれあいセンター」に改めます。

第2条中「交流センターの」を「ふれあいセンターの」に、「武雄市障害者交流センター」を「武雄市共生ふれあいセンター」に改めます。

第3条から第6条までの規定中「交流センター」を「ふれあいセンター」に改めるもので  
ござ います。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど賜り  
ますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第15号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

1点だけ関連ですけれども、質問いたします。

今、呼称については配慮されまして、共生ふれあいセンターになっては いますけれども、実は文章表現、漢字等で表現する場合に、さっきありました障害者の「害」という字を書いて  
ありますけれども、これについて平仮名に訂正できないかという部分が、実は時と場合にあり  
ました。近くでは佐世保市がたしか条例か何かで障害者の「害」の漢字を平仮名にする  
というふうなことがなされたようにお聞きしたんですけれども、武雄市として、呼称としては  
配慮されましたけれども、そういう意味では文章的な部分についても、そこら付近検討され  
る考えがあるのかどうか、関連して質問します。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

国井くらし部長〔登壇〕

それでは、お答えいたします。

障害者の「害」ということについての呼称問題ということでございますけれども、法律用  
語での障害者というのは漢字でどうしても通っておりますので、通例、変えないと。ただ、  
通称ですね、対外的に出す分については障害者というのを平仮名に改めて、していくように

しております。漢字の法令のところまで変えると、全然法令の意味がなくなってしまうので、それはそれとして使って、市民にPR、それを外に出す場合には障害者の「害」は平仮名を使うようにいたしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

現状については、先ほど部長が答弁したとおりでありますけれども、今、障害者を平仮名にするのか、漢字であるのか、今議論が全国的に緒についたばかりであります。今後、そういう議論、あるいは利用者の状況を踏まえて検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第15号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。第15号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第15号議案 武雄市障害者交流センター設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 . 第16号議案 佐賀西部広域水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

おはようございます。第16号議案 佐賀西部広域水道企業団規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の変更内容でございますけれども、今年10月1日に佐賀郡久保田町が佐賀市に編入合併することに伴う事務所地の変更と、2点目は、今年4月1日施行の地方自治法の一部改正

に伴い、「企業職員」という呼称を「職員」とするものであります。

この2点につきまして、ともに地方自治法第286条第1項及び第2項によりまして、県知事の届け出事項並びに許可事項となっております。地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもので、議決後、速やかに企業団において関係地方公共団体と協議の上、県知事の許可申請することとなっております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

第16号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第16号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第16号議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案 佐賀西部広域水道企業団規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第6 第17号議案 杵島工業用水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第17号議案 杵島工業用水道企業団規約の変更について補足説明を申し上げます。

議案集の4ページでございます。

本市が加盟する一部事務組合杵島工業用水道事業企業団の規約について、企業団規約第4条に定める企業団の事務所の位置について、佐賀郡久保田町が本年、平成19年10月1日に佐賀市等と合併し、佐賀市久保田町となることから、規約改正が必要となるものでございます。

地方自治法第290条の規定により、一部事務組合の規約の改正については、構成自治体の議会の議決を要するため提案するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第17号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第17号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第17号議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案 杵島工業用水道企業団規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第7 . 第18号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第18号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正では、今月の大雨による被害に対し、早急に対応するため、所要の経費をお願いいたしております。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ112,018千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ19,011,294千円とするものでございます。

地方債の補正では、地方債の追加をお願いいたしております。これは補正予算書4ページに示しておりますように、災害復旧に要する事業に充当するためのものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容について、補正予算説明書のほうで説明させていただきます。

補正予算説明書の(6)ページをごらんください。

4款 . 衛生費、1項 . 保健衛生費では、7月7日の大雨により、橘町片白地区及び北方町芦原地区において、ムギワラなどの漂流物、いわゆるアズでございますが、これが大量に漂着したため、国土交通省や地域住民の方々により、橘町の河川敷と朝日町甘久の旧焼却場の2カ所に仮置きされているところでございます。今回、この仮置きされた漂流物を焼却処分するため、杵藤クリーンセンターへ運搬する必要がありますので、これに要する経費をお

願いいたしております。

このほか浸水家屋に対し、し尿くみとり料の2分の1相当額を助成するため、所要額をお願いいたしております。

8款・土木費、3項・河川費では、4地区の急傾斜地崩壊防止事業に要する経費をお願いいたしております。

なお、急傾斜地崩壊防止事業につきましては、今回、補正の4地区分と当初予算でお願いいたしておりました8地区分と合わせて12地区の事業費に要する地方債13,900千円を今回の補正予算で新たに充当することにいたしております。

11款・災害復旧費、1項・土木施設災害復旧費では、道路3カ所、河川4カ所の災害復旧に要する経費をお願いいたしております。

(7)ページをごらんください。

11款・災害復旧費、2項・農林施設災害復旧費では、農地28カ所、農業用施設21カ所、林道2カ所、農林地崩壊防止事業2カ所の災害復旧に要する経費をお願いいたしております。

(8)ページをごらんください。

11款・災害復旧費、3項・都市施設災害復旧費では、丸山公園の災害復旧に要する経費をお願いいたしております。

以上、歳出の概要について申し上げましたが、これらを補う財源として分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び地方債を計上し、なお不足する分については予備費で調整をいたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第18号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第18号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。第18号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第18号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第3回）は原案のとおり可決されました。

日程第8 . 第19号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第19号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正では、まず第1点目に、全国の競輪場で経営健全化を目指して開催節数、日数の段階的な削減を行っておりますが、日数の削減に対し、競輪選手の出場機会を確保するため、平成20年1月から1日の開催レースが現在の10レースから12レースで開催することが決定をされました。これに伴いまして、1日の出場選手がふえることから、選手宿舍、選手控室並びにハードケース等の置き場の施設整備が必要になってまいりますので、その必要な経費を今回の補正でお願いしております。

なお、平成20年度からの年間の開催日数は19節58日となります。

それから、第2点目でございますが、開催経費の削減を目的に、各サテライト場、長崎、宮崎、溝辺の場外につきまして、レースの映像配信のための主要回線につきまして、本年8月開設予定のサテライト門川のオープンに合わせて改善したく、関係経費の補正をお願いしております。

それでは、予算書の1ページをお願いしたいと思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,246千円を追加し、15,499,834千円といたしております。

次に、予算説明書の(3)ページ、雑入でございますが、12レース制実施に伴う選手宿舍等の施設改修事業に対しまして、5分の4を日本自転車普及協会、5分の1を全国競輪施行者協議会から全額を助成されることになりましたので、その助成金を計上しております。

次に、(4)ページの歳出でございますが、まず競輪の事務費では、先ほど申し上げました選手宿舍等の改修工事費と、それに伴う設計委託料等をお願いしております。

また、競輪開催費の役務費の通信運搬費につきましては、本場開催レース映像の各サテライト送信につきまして、現在のNTT回線、これは6メガバイトでございますが、それからQTネットのほうに変更をするということで、年間にしますと、約20,000千円の回線使用料が節約できるということで、月に換算しますと、約1,700千円の節約ができるということで、9月以降の回線使用料の減額をお願いしております。

次に、使用料及び賃借料でございますが、映像の配信方法の変更に当たり、映像圧縮装置、

これについては4サテライト場の分でございますが、それに設置する借り上げ料をお願いしております。

次に、もとに戻りまして、1ページの第2条の債務負担行為でございますが、先ほどの映像圧縮装置の借り上げに伴うリースで、24カ月のリースでございますから、平成20年から21年度までの債務負担行為をお願いしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第19号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

3点ほど質問したいと思います。

まず第1点ですね。昨年度より競輪事業の健全化のため、本場での開催節数の削減を段階的に行っているということ、そういう話はですね、削減するという話は前からあったんですけども、具体的にずっと進められているというのは余り知らなかったんですけども、これがどこまで削減するような目標になって進めてあるのかが1点です。

そして次に、12レースになることで2レースふえるということで、今私も競輪場の近くに住んでいるんですけども、大体の競輪客が帰る時間には、もう上のほうにはなかなか行けないので、野間のほうから行けないので、時間を見計らって皆さん行っているわけですけども、その辺で時間が夕方にならずれ込むものなのか、第1レースの始めが早くなるものなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

第3点目については、この51,000千円というのが結局、全額補助になるんですかね。この最初の査定金額というのがどういうふうな査定で、もっと多く要求すれば多くもらえたのか、一定の限度額があるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

それでは、まず最初に開催の日数の関係でございますが、平成17年度までは年間に70日、これは月6日の11カ月と、それから記念競輪が4日ですので、70日になっております。それから、18年度につきましては、1節3日が減りまして、年間で67日、それから、来年の1月から、先ほど言いましたように、今年度中に1節の3日が減りまして64日になります。それから、20年4月からは58日ということになります。58日といいますのは、月6日の9カ月分と、それから記念競輪の4日で58日ということで、将来については今のところわかりません。今のところ58日制度が続くということで考えております。

それから、2レースふえることによって時間ですが、現在、11時10分発売開始で、午後4時発走ですが、2レースふえることについて若干発売開始の時間が早くなったり、終了が遅

くなることが考えられます。これは全国の競輪場との整合性もございます。特に場外を今やっておりますので、そこら辺で検討をやっているということで、今のところは4時20分前後が終了予定ということで考えております。

それから、工事の関係の51,000千円ですが、これについては先ほど言いましたように、日自普 自普協と、それから全輪協のほうに申請をしております、一応うちのほうで設計をしまして、宿舍の整備、それから控室の拡張、それから検車場、ハードケース置き場の、そこら辺の経費を一応概算を出しまして、今現在申請をやっているということで、基本的にはかかった分について助成があるということで考えております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第19号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は起立により採決を行います。第19号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第19号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成19年7月武雄市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時30分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

” 副議長 牟田勝浩

” 議員 山口良広

” 議員 末藤正幸

” 議員 石橋敏伸

会議録調製者 緒方正義